

大分大学医学部病理組織検査受託規程

平成16年4月1日制定

平成16年医学部規程第2-2号

(趣旨)

第1条 大分大学医学部(以下「本学部」という。)において受託する病理組織検査(以下「検査」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(受託基準)

第2条 検査は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がない場合に限りこれを受託することができる。

(受託手続)

第3条 検査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、所定の申込書を提出の上、検査材料を本学部診断病理学講座又は分子病理学講座に提出しなければならない。

(検査料)

第4条 依頼者は、別表に定める検査料を前納しなければならない。ただし、依頼者のうち、病理組織検査の受託に関する契約書を取り交わした者については、後納することができるものとする。

(検査後の措置)

第5条 担当教員は、検査終了後、所定の組織診断書及び組織標本を依頼者に交付するものとする。

(検査材料の返還)

第6条 検査材料は、特別な理由のない限り、依頼者に返還しない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、検査の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年医学部規程第2-1号)

この規程は、平成18年2月9日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則 (平成18年医学部規程第2-8号)

この規程は、平成18年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年医学部規程第2-2号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年医学部規程第2-2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年医学部規程第2-1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年医学部規程第2-1号)

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

附 則（令和元年医学部規程第 2－3 号）
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

検 査 種 目		検 査 料
病理組織顕微鏡検査	（1）本学部で組織標本を作製し，診断した場合（1臓器につき）	9,680円（うち消費税等880円）
	（2）本学部以外で作製した組織標本を診断した場合（1臓器につき）	2,200円（うち消費税等200円）
術中迅速検査	他施設で行われた手術において摘出された組織を使用して，本学部において迅速凍結切片等により組織標本を作製し，診断した場合（1手術につき）	21,890円（うち消費税等1,990円）

備考 3臓器以上の検査を行った場合は，3臓器を限度として算定する。